大野市省エネルギー診断料補助金交付要綱

（令和４年１２月７日告示第２４０号）
改正　令和６年４月３０日告示第１３７号
改正　令和７年３月２７日告示第　６９　号
改正　令和７年５月　１　日告示第１１４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の中小企業及び個人事業主等の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、予算の範囲内において大野市省エネルギー診断料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和５７年規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、市内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（以下「国補助金」という。）の交付を受けた民間団体等（以下「省エネ診断機関」という。）が国補助金の対象事業として実施する省エネルギー診断を受けた者

(2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者

(3) 市税を滞納していない者

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、省エネ診断機関に支払った額（振込手数料を除く。）とし、上限額は２３，０００円とする。

（補助金の申請及び請求）

第４条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、大野市省エネルギー診断料補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 診断料を支払ったことが分かる書類（領収書の写し等）

(2) 診断結果（写し）

(3) 申請者名義の振込先口座が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大野市省エネルギー診断料補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（診断後の取組）

第６条　申請者は、診断結果の提案内容に基づきエネルギーの効率化に向けた取組に努めなければならない。

（実績報告の特例）

第７条　規則第１０条の規定による実績報告は、申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第６条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附　則（令和６年告示第１３７号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和７年告示第６９号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和７年告示第　　号）

この要綱は、告示の日から施行する。